

令和6年度 名古屋市シルバーハウジング生活援助員派遣事業 事業計画

1 事業目的

高齢者世話付住宅（シルバー住宅「県営平針住宅」）に生活援助員を派遣し、入居している方が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。

2 事業内容

- ・「名古屋市シルバーハウジング生活援助員派遣事業にかかる業務委託契約」及び「シルバーハウジング生活援助員事業実施要綱」に基づき生活援助員を配置し実施。
- ・対象地域及び対象者数
1街区…29世帯 4街区…30世帯 9街区…20世帯 合計79世帯

3 生活援助員の業務

- ・保健、福祉に関する相談・助言
- ・緊急通報装置による通報に基づく安否確認及び対応
- ・戸別訪問等による安否確認、状態把握及び対応
- ・緊急時または保健、福祉のサービスを必要とする場合の関係者・関係機関への連絡調整
- ・必要に応じて一時的な家事援助
これらの業務に際しては、新型コロナウイルス感染症はじめ感染症防止に取り組み、留意し行う。
- ・事務の記録・名古屋市への入居者に関する調査・報告・連絡などの業務協力

4 運 営

(1) 配置体制等

平日（月～金）10：00～16：00 相談室開設

- ・1街区（C・D棟）、4街区（A・B棟）、9街区（D棟）の街区ごとに平日に生活援助員1人配置。（3街区へ1日あたり3名を配置）
- ・職員数 非常勤職員6名の交代勤務
- ・なお、平日（月～金）の上記の開設時間以外及び土・日・祝・年末年始は終日「安心ネット21」※にて緊急通報時の対応を行う。（※株式会社あんしんネット21との「シルバー住宅の緊急通報等にかかる夜間対応業務委託契約」に基づく）

(2) 研修

必要に応じて実施。

(3) 会議

「シルバーハウジング援助員会議」を原則3ヶ月に1回程度開催し、業務に係る情報交換・報告・検討協議を行う。

5 民生委員及び関係機関との連携

民生委員や町内会、いきいき支援センターなどと、必要に応じ情報交換を行い、入居者に対して適切な対応ができるように協力体制をとっていく。